

1 議案審議概況

【概 観】

今国会提出された閣法は、74件であり、すべて成立した。また、衆議院で継続していた閣法11件のうち2件及び本院で継続していた閣法4件も成立した。衆議院で継続していた年金関係7法案は、衆議院から本院へ送付されたが本院において継続審査とされた。また、衆議院で継続していた民事訴訟法改正案及び少年法等改正案の2件は、衆議院においてさらに継続審査とされた。

予算は、平成11年度一般会計第2次補正予算外2件が成立した。

条約は、新規に2件提出され、承認された。

衆法は、新規に19件提出され、うち5件が成立した。また、衆議院で継続していた18件のうち、1件が成立した。今国会の焦点の一つとなった政治資金関係法案4件と公職選挙法改正案を含む衆法23件が衆議院で継続審査とされた。

参法は、新規に7件提出され、うち2件が成立したが、新規提出のうち1件と継続議案のうち1件の計2件が継続審査となった。

決算は、継続審査していた平成8年度及び9年度決算が決算委員会の前国会閉会中の議決を経て、今国会議決された。また、平成9年度NHK決算も議決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成11年度一般会計第2次補正予算外2件は、11月25日提出され、同日の衆・参両院本会議における財政演説、12月1日の財政演説に対する質疑及び衆・参予算委員会の審査を経て、12月9日成立した。今回の補正予算は、経済新生対策を実施するため、一般会計において、歳出面では、中小企業等対策費、雇用対策費及び介護対策費等を、歳入面では、租税収入の減収、公債発行等を内容とし、6兆7,890億円規模であった。

〔法律案の審議〕

－閣 法－

新規提出の閣法は、①中小企業対策関連3件②原子力災害対策関連2件③行政改革関連61件④いわゆるオウム真理教対策関連1件⑤新たな再建型倒産処理手続き法案1件⑥人勸関連5件⑦地方交付税法改正1件であり、すべて成立した。その主な法律案の内容は以下の通りである。

中小企業対策関連法案の第1は、中小企業に関する施策の総合的な推進を図るため、基本理念、基本方針等を定めるとともに、中小企業者の範囲の拡大を内容とする**中小企業基本法等の一部を改正する法律案**（11月25日成立、以下括弧内は成立日）、第2は中小企業の事業活動の活性化等を図るため、資金供給の一層の円滑化、中小企業組合の組織の活性化、研究開発等に対する支援の強化等を行うための**中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案**（12月14日）、第3は技術、人材等我が国に蓄積された産業資源の活用による新事業の創出を促進するため、新たな事業分野の開拓を行う事業者に対し、直接的な支援措置を講じようとする**新事業創出促進法の一部を改正する法律案**（12月14日）である。

原子力災害対策関連法案は、茨城県東海村における我が国初めての核燃料臨界事故を背景としたものであり、第1は、原子力事業者の義務、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施等について特別措置を講じることにより原子力災害対策の強化を図ることを内容とする**原子力災害対策特別措置法案**（12月13日）であり、本法案は、衆議院において、原子力防災専門官の業務に地方公共団体が行う情報収集及び応急措置に対する助言を明示するための修正が行われた。第2は、加工事業の保安対策の強化を図るため、加工施設の定期検査等の制度を設けるほか、保安規定の整備及び保安規定の遵守状況に関する検査の義務付け等の措置を講じようとする**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**（12月13日）である。

行政改革関連法案の第1は、先の常会において成立した中央省庁等改革関係法を施行するため、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を平成13年1月6日と定めるとともに、関係法律の整備等を行う**中央省庁等改革関係法施行法案**（12月14日）、第2は、新たに設立されることとなる59の独立行政法人についてその名称、目的、業務範囲等に関する事項を定めようとする**個別の独立行政法人法案59件**（12月14日）及び独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るための関係法律の整備を行う**独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案**（12月14日）である。

いわゆるオウム真理教対策関連法案として、団体の活動として構成員が、無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定めることを内容とする**無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律案**（12月3日）は、無差別大量殺人行為についてサリンを使用することの例示、過去10年以内の行為への限定及び5年ごとの廃止を含む見直し規定の追加等に関し衆議院において修正され、被害者救済を目的とした衆法とともに成立した。

倒産事件の公平かつ迅速な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的窮境にある債務者について、その事業又は経済生活の再生を合理的かつ機能的に図るため、和議法に代えて、再建型倒産処理手続の基本法を新たに定めようとする**民事再生法案**（12月14日）は、衆議院において、営業譲渡について、「裁判所は、事業の再生のために必要であると認める場合に限り許可することができる」旨を明文化する修正がなされた。

8月11日付けの人事院勧告を実施するための**一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外4件の給与関係法案**（11月18日）は、初めての本院先議であった。

また、本院継続の成年後見制度関連法案は、痴呆性高齢者等判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産・準禁治産の制度を後見・保佐制度に改める等の**民法の一部を改正する法律案**（12月3日）及び公的機関の監督を伴う任意代理制度である任意後見制度を創設する**任意後見契約に関する法律案**（12月3日）外2件から構成されている。

衆議院継続の閣法のうち、一般職の職員について一定期間民間企業の業務に従事させる交流派遣等の制度を創設する**国と民間企業との間の人事交流に関する法律案**（12月14日）及びオンライン登記情報提供制度を創設する**電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案**（12月14日）は成立したが、支給開始年齢の段階的引上げ等を柱とする年金制度改革関連7法案は、一部修正の上本院に送付されたが、継続審査となり、残る民事訴訟法改正案及び少年法等改正案は、衆議院においてさらに継続審査となった。

一衆法一

新規提出で成立した衆法は以下の通りである。

無差別大量殺人行為による被害者の救済に資するため、特定破産法人の破産管財人による破産財団に属すべき財産の回復に関し特別の定めをしようとする**特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法案**（12月3日）は、団体規制に関する閣法とともに審議された。

また、会社、労働組合その他の団体のする政治活動に関する寄附で資金管理団体に対してされるものについて、平成6年改正法附則9条の趣旨に則り、これを禁止する措置を講じようとする**政治資金規正法の一部を改正する法律案**（12月15日）は、会期最終日の前日、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長から提出され、同日衆議院本会議で可決され、最終日に本院地方行政・警察委員会及び本会議で可決、成立した。

この他、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続を定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進しようとする**特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律案**（12月13日）、最近の貸金業の業務運営の実状にかんがみ、資金需要者及び保証人の利益の保護を図るため、保証契約締結前及び債務者への追加貸付の際の保証人に対する書面の交付義務についての規定の整備、貸金業者が貸付を行う場合の上限金利の引下げ等所要の改正を行う**貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案**（12月13日）、より一層の動物愛護の推進等を図るため、動物販売業者の届出義務等を定め、愛護動物をみだりに殺傷した者に対する罰則を設ける等の措置を講じる**動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案**（12月14日）がある。

継続審査となっていた衆法で成立したものは、良質な公共賃貸住宅や借家の供給を促進することによって豊かな住生活を実現するとの観点から、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めることとするとともに、期間の満了により確定的に契約関係が終了する定期建物賃貸借制度を導入するため、借地借家法の一部を改正すること等を内容とする**良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法案**（12月9日）がある。

一参法一

新規提出で成立した参法は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料月額改定等を行う**国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案**及び育児休業をしている国会職員については、一般職の国家公務員に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、期末手当、勤勉手当等を支給しようとする**国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案**（11月18日）の2件である。

なお、前国会から継続していた国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案及び新規提出の消費者契約法案の2件は継続審査となった。

〔条約の審議〕

今国会承認された条約は、世界の食糧安全保障に貢献すること及び開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とする**1999年の食糧援助規約並びにコーヒーに関する国際協力を継続すること等を主たる目的とする1994年の国際コーヒー協定の有効期間の延長**の2件である。